

事務連絡  
平成23年5月11日

都道府県教育委員会  
都道府県私立学校担当部局  
国公私立大学  
都道府県医務主管部局  
地方厚生局健康福祉部  
四国厚生支局健康福祉課

御中

文部科学省初等中等教育局  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局  
厚生労働省健康局  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

東日本大震災に伴う各学校養成施設等における学生・生徒の  
ボランティア活動に関する単位付与について

今般の東日本大震災の発生に伴い、各学校養成施設等における学生・生徒のボランティア活動について、下記のとおり考えておりますので、各都道府県及び地方厚生局におかれましては、管内の学校養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国公私立の各大学に対しては、別途平成23年4月1日付け23文科高第7号「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）」において周知を行ったものと同旨ですので、念のため申し添えます。

## 記

### 1. ボランティア活動に関する単位付与について

各学校養成施設等の学生・生徒が行うボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、各学校養成施設等の判断により、ボランティア活動の実践を授業の一環として位置づけ、基礎分野の科目（准看護師養成所にあつては、基礎科目の「その他」の科目。理容師養成施設及び美容師養成施設にあつては、

選択必修科目。保育士養成施設にあっては、教養科目。)として単位を付与することとして差し支えない。

なお、各学校養成施設等においては、証明書を取得するなどして学生・生徒が行ったボランティア活動の把握をしておくこと。

## 2. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の学校養成施設等の運営に適用すること。

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 理容師
- ・ 美容師
- ・ 保育士